

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-18)

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	129	64	71	77
		補正予算(b)	0	60	70	0
		繰越し等(c)	0	▲60	▲10	
		合計(a+b+c)	129	64	131	
執行額(百万円)	115	64	131			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画					

測定指標	浄化槽適正普及管理率(%) = 合併浄化槽基数 × 11条検査率(合併) / 浄化槽全数	基準値	実績値					目標値	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R元年度	×
		27	28	29	29	-	41		
	年度ごとの目標値		38	39	40	40	41		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない  (判断根拠) 平成30年度の目標40%に対して、平成30年度の実績値は29%である。また、ここ数年の実績値は微増のため、現状のままでは令和元年度の目標値41%を達成することは困難である。
	施策の分析	合併処理浄化槽の普及率だけでなく、適切な管理をなされている浄化槽の状況を把握するために本測定指標を定めているところである。しかし、この測定指標の基となる全浄化槽中に占める合併処理浄化槽の普及率は48%(H30)→50%(R1)、合併処理浄化槽の11条検査受検率は60%(H30)→61%(R1)とともに年間1~2%ずつの微増となっており、大幅に改善しているとは言えない。浄化槽適正普及管理率の向上に向けて、令和元年度に法改正を実施し、公共浄化槽制度の創設や都道府県への浄化槽台帳の義務付け等、浄化槽の適正な維持管理や合併処理浄化槽への転換等のための制度体制を整えたところである。今後、法改正の内容を現場へ反映することで、11条k検査の受検率向上等、浄化槽の適正管理や汚水処理普及率の増加を促し、水環境の保全を実現させる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、面的整備の一層の推進を図る。残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進する。特に、老朽化した単独処理浄化槽、公共所有の単独処理浄化槽について、重点的に転換を実施する。 【測定指標】 現状の測定指標は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び維持管理の適正化の両方を把握することができる。この他ふさわしい指標がある場合は見直しを検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成24~30年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ) 「平成25年~31年度の浄化槽の指導普及に関する調査」(環境省調べ)
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	相澤 寛史(浄化槽推進室長)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------------------	--------------------	----------------	----------	--------